

弁護士会ニュース 第3号 (2019.12.27)

東京3弁護士会(東京・第一東京・第二東京)から、台風15号・19号の被害を受けた方にお伝えします。

【このニュースについての
お問い合わせは】
第一東京弁護士会・法律相談課
TEL 03-3595-8575 まで

風による倒木・飛来物等の被害

■隣家の樹が風で折れて、こちらの敷地に倒れ込んでいる。隣家の費用負担で撤去してもらえるか?

第三者の所有物が原因で、自分の土地の利用が妨げられているときは、原因となっている物の所有者の費用負担で、撤去を求めるすることができます。無断で処分すると、隣人の権利を侵害する恐れがあるので、事前に話し合いで決めておくことが望ましいです。

■隣家からの倒木で自宅の屋根が壊れた。隣家に修理費用を負担してもらえるか?

過失で他人の財産を破損した場合は、それによって生じた損害を賠償する責任があります。倒木の直接の原因が台風でも、以前から樹が弱っていて折れる危険があったのに放置していたような場合は過失があるとされる余地はあります。

具体的な状況により結論が変わりますので、即断はできません。

また、下記の工作物責任に基づく損害賠償が認められる場合もあります。

■風でビル壁の看板が落ちてきて身体に当たり、怪我をした。看板を出している会社に治療費を負担してもらえるか?

土地の占有者や所有者は、土地上の竹木や人工物に「瑕疵」(通常備えているべき安全性を欠いている状態)があれば、そのために生じた損害を賠償する責任(工作物責任)があります。建物に付随している看板もその対象になり得るので、管理状況に瑕疵があったために落下したような場合は損害賠償を求めることができますが、上記の「過失」と同様、台風の影響とその前の管理状況などを具体的に考慮して判断することになるため、結論は一概には決まりません。

■災害ADRの利用をご検討ください。

近隣同士のトラブルは、話し合いの場を設けて解決することが望ましい場合が多くあります。弁護士会で災害ADR(訴訟でない話し合いの場)を実施していますので、利用をご検討ください。

悪質な修理業者に注意

屋根や建物を修理する際には、最低限、修理業者の見積もりをもらいましょう(口頭の説明だけで済ませるのは危険)。契約後、一定期間内なら解約(クーリングオフ)も可能です。

東京3弁護士会
**無料電話相談を
実施中です。**

TEL 03-3581-2233

(平日・土曜 午前10時~午後4時)

※詳細は案内チラシをご覧ください。

借家にお住まいの方

■借りているアパートが、台風の被害で雨漏りしている。家主は修理してくれるのか?

家主(賃貸人)は、借主が普通の生活ができるように建物を維持する義務がありますので、修理が可能な場合には、家主の負担で修理を求ることができます。修理できないほど損傷しているときは、貸すことが不可能になるため、賃貸借契約は終了します。

建物の一部が使用できなくなった場合には、賃料の減額を求めることが可能です。いずれの場合も、家主との協議が重要になります。

支援金

■台風で家屋に被害が出たが、再建や修理に公的な支援は受けられないか?

被災者生活再建支援法が適用された自治体(都内では大島町・新島村・あきるの市・日の出町・檜原村・大田区・八王子市・世田谷区)
※R1.12.18時点)では、住居についてのり災証明書の認定が①全壊②半壊③大規模半壊の場合や、④住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体したとき⑤災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している場合には、被災者生活支援金を受け取れます。

■支援金の額

上記①②④⑤の場合は基礎支援金として100万円が支給され、住居を再建・購入したときは200万円、補修時は100万円、賃借時は50万円が加算されます。
③のときは、基礎支援金と50万円と、上記と同様の加算金が支給されます。
※単身世帯では金額が異なります。